

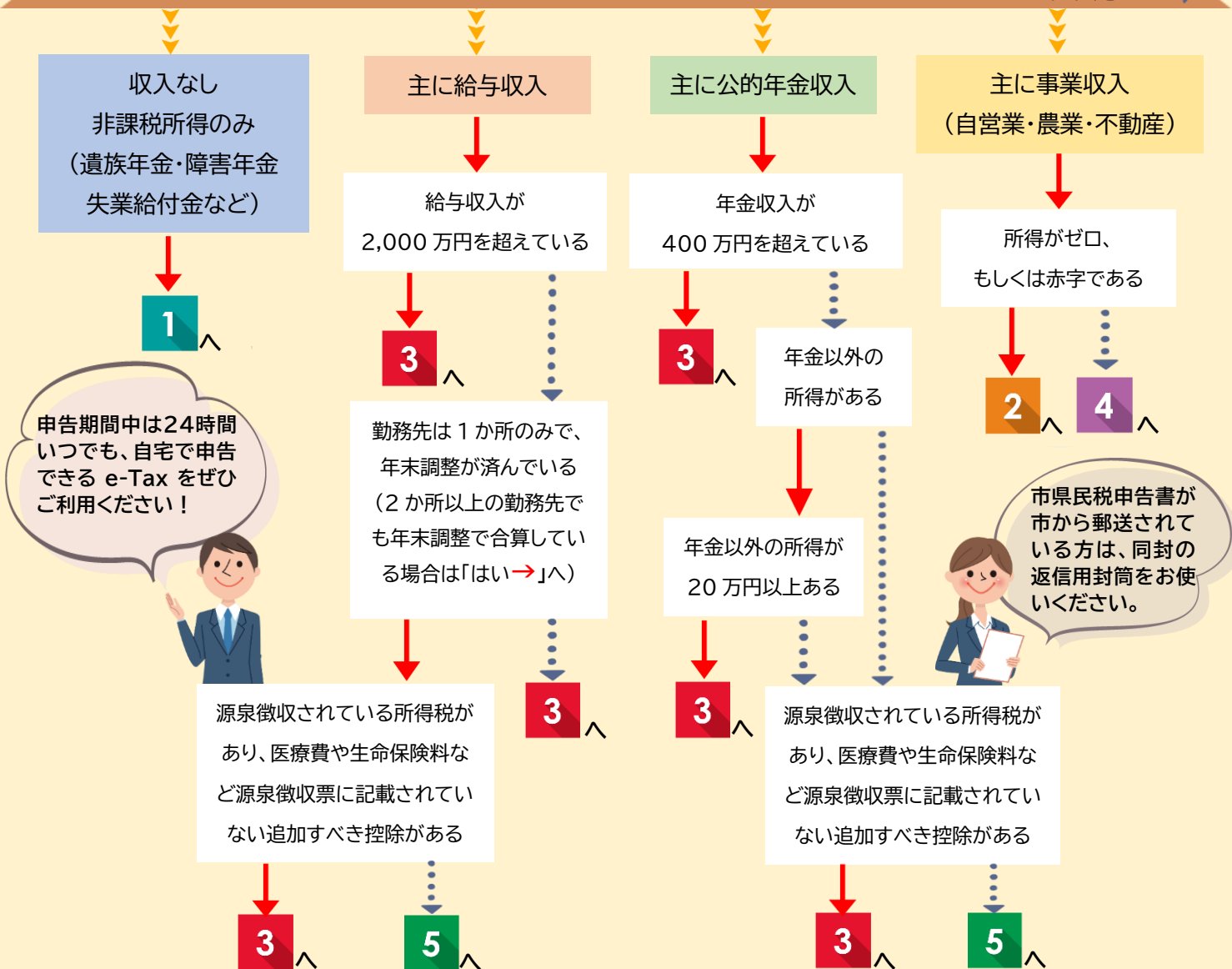
所得に応じた
申告をご案内！

市県民税申告？ 確定申告？

あなたの申告種別をチェック！

令和 6 年中にどのような収入がありましたか？

はい
いいえ



判定	申告会場	注意事項
1 申告不要 または 市県民税申告	市役所 または 各地域事務所	申告すべき収入がなくても、国民健康保険、後期高齢者医療制度の加入者、公営住宅居住者の方、また令和6年中の所得証明書等が必要な方は市県民税申告が必要です。
2 市県民税申告	市役所 または 各地域事務所	市県民税申告は郵送が便利！ 地域事務所での相談において、内容が複雑な申告の場合は、市役所にご案内する場合がありますのでご了承ください。
3 確定申告	桜井市商工会館 または 市役所	市役所では簡易な内容の申告(収入が給与・年金)のみ受付していますが、内容によっては桜井市商工会館をご案内する場合があります。
4 確定申告	桜井市商工会館	市役所では、内容が複雑な申告(事業所得、不動産所得や繰越損失控除、住宅ローン控除(初年)、準確定申告、過年度申告等)の相談は受け付けておりません。また原則スマホでの申告となります。
5 申告不要	—	このフローチャートは一般的な例です。該当しない場合は税務課にお問い合わせください。

★各地域事務所では、作成済の確定申告書の収受のみ行います。

申告にお持ちいただくもの

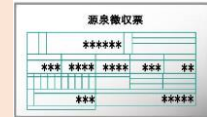
申告関係

- ・本人確認書類(運転免許証・健康保険被保険者証など)
- ・マイナンバーカードと、マイナンバーカードの2つの暗証番号が分かるもの
- ・税務署からの通知ハガキ、e-Taxに必要な利用者識別番号が記載された書類
- ・昨年度の申告書の控え ・本人名義の口座



収入関係

- ・源泉徴収票(給与・報酬・公的年金など)
- ・保険の満期(解約)一時金、個人年金を受け取った方は支払調書
- ・その他収入を証明する書類



控除関係

- ・各保険料(社会保険料、生命保険料、地震保険料、国民年金など)の支払証明書
- ・医療費控除の明細書、医療費に対して補填された保険金等の証明書(医療費について、領収証の添付は不要です。あらかじめ支払額等を計算し、明細書に記入してください。)
- ・障がい者控除を受ける方は身体障がい者手帳、療育手帳など
- ・その他控除を受けるために支払った支払証明書など

感染症対策のため
筆記用具・電卓は
ご持参ください！



★表面のフローチャートに対応する番号と会場をご確認ください。

申告会場	開設日・時間(土日祝を除く。)	備考
1 2 宇陀市役所 3 4 階大会議室	2 月 17 日(月)～3 月 17 日(月) 9 時～16 時まで(受付時間は 15 時まで) ※2 月 17 日(月)～2 月 19 日(水)のみ 9 時 30 分～15 時 30 分	会場に入る際には入場整理券が必要です。 申告相談は、市県民税申告、内容が簡易な 確定申告(収入が給与・年金)のみです。
1 2 各地域事務所 (大宇陀・菟田野・室生)	2 月 17 日(月)～3 月 17 日(月) 9 時～16 時まで(受付時間は 15 時まで)	申告相談は簡易な市県民税申告のみです。 作成済の確定申告書の收受のみ行います。
3 4 桜井市商工会館 (桜井税務署相談会場)	2 月 17 日(月)～3 月 17 日(月) 9 時～17 時まで(受付時間は 16 時まで)	会場に入る際には入場整理券が必要です。 詳細は広報うだ 1 月号をご覧ください。

確定申告会場での感染症対策にご協力ください！

申告会場における感染症対策のため、次の項目についてご理解とご協力をお願いします。

- 会場混雑緩和のため、入場できる時間枠を指定した「入場整理券」を配布します。整理券に記載された時間にお越しください。
- 入場整理券の配布状況に応じて、早めに相談受付を終了する場合があります。
- 医療費控除を受けられる場合、明細書(内訳書)は事前に作成したうえでお願いします。
- 発熱等の症状のある方や、体調のすぐれない方は、入場をお断りします。
- 作成済みの申告書等の受付は郵送でも行っております。

郵送先 〒661-8524

兵庫県尼崎市若王子3丁目 11 番 46 号
大阪国税局業務センター阪神分室(桜井税務署担当)

確定申告書等作成コーナーへのアクセスはコチラ！

令和6年分 確定申告

検索



自宅でもできる e-Tax(電子申告)もぜひご利用ください！
e-Tax ならではのメリットもたくさんあります♪



お問い合わせ

★市県民税申告、宇陀市役所会場での確定申告については・・・

宇陀市役所 総務部 税務課 ☎0745-82-1306 IP 0745-88-9072

★確定申告については・・・

桜井税務署 ☎0744-42-3501(代表)※自動音声案内にしたがい「0」を押してください。

★e-Tax の具体的な操作方法等は・・・

e-Tax 作成コーナーヘルプデスク ☎0570-01-5901